

BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

NOVEMBER 15TH 2017

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 10月 CPI 前年同月比+1.9% PPI 同+6.9%

【貿易・投資】

- 中米首脳会談 習主席 投資規制のさらなる緩和方針を発表
- 10月の貿易統計 輸出は前年同月比+6.9% 輸入は同+17.2%
- 商務部「中国対外貿易情勢報告（2017年秋季号）」を発表

【金融・為替】

- 10月の外貨準備高 9ヶ月連続で増加

■ RMB REVIEW

- 緩やかな元安再開を見込む

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「中華人民共和国反不正競争法」
- 「全国人民代表大会常務委員会の国務院への北京市大興区等 33 試行県（市・区）行政区域での関連法律規定の暫定調整権限授与の期限延長に関する決定」他

本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

WEEKLY DIGEST

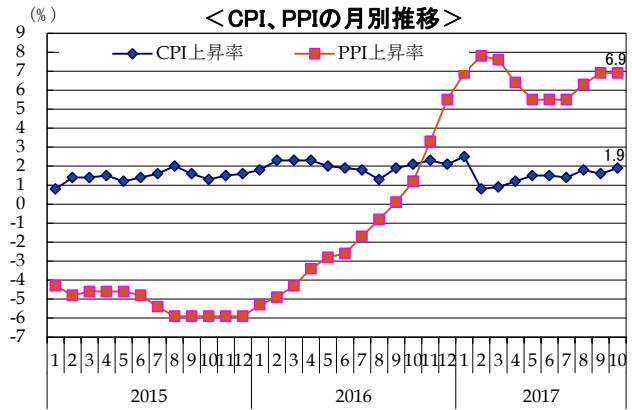
【経済】

◆10月 CPI 前年同月比+1.9% PPI 同+6.9%

国家統計局の9日の発表によると、10月の消費者物価指数(CPI)は前年同月比+1.9%と、前月より0.3ポイント上昇し、今年に入ってから2番目に高い伸び率となった。

項目別では、食品が前年同月比▲0.4%(9月:同▲1.4%)、非食品が同+2.4%(9月:同+2.4%)。食品のうち、豚肉が同▲10.1%(9月:同▲12.4%)と下落した一方、羊肉は同+10.2%(9月:同+6.2%)と大きく上昇した。非食品では、医療保健が同+7.2%(9月:同+7.6%)、住居が同+2.8%(9月:同+2.8%)、教育文化が同+2.3%(9月:同+2.3%)となった。

10月の工業生産者出荷価格指数(PPI)は前年同月比+6.9%と、前月から横ばいだった。産業別では、鉄鋼製錬・圧延加工が同+30.8%(9月:同+31.5%)、非鉄金属製錬・圧延加工+20.0%(9月:同+20.2%)、石炭採掘・洗浄・選鉱+19.7%(9月:同+28.6%)、製紙・紙製品+16.6%(9月:同+13.8%)、石油・天然ガス採掘+16.5%(9月:同+14.2%)と、引き続き上昇幅が高かった。



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

【貿易・投資】

◆中米首脳会談 習主席 投資規制のさらなる緩和方針を発表

国営新華社通信は9日、トランプ米大統領訪中(11月8日~10日)に伴う中米首脳会談で、習近平国家主席が投資規制のさらなる緩和方針を発表したことを明らかにした。

具体的には、自動車産業について、2018年6月までに自由貿易試験区(※)に限定して、新エネルギー車と専用車両メーカーに対する現行の50%までの外資出資制限を撤廃する試行措置を開始するほか、自動車の輸入関税を段階的に引き下げていくとした。また、金融業について、銀行、証券、生命保険業の外資出資制限を段階的に撤廃するとした。

その後10日に開かれた記者会見では、財政部朱副部長が金融業の開放スケジュールについて明らかにした。(下記表をご参照)

<金融業への外資出資比率制限の緩和スケジュール>

	現行	→ 2017年	→ 2020年	→ 2022年
中資銀行、金融資産管理会社	出資者1社単独:20%まで 出資者複数社合計:25%まで (注:現在、外資全額出資の銀行設立は可能)	制限撤廃		
証券、ファンド管理、先物取引会社	49%まで	51%まで	制限撤廃	
生命保険会社	50%まで		51%まで	制限撤廃

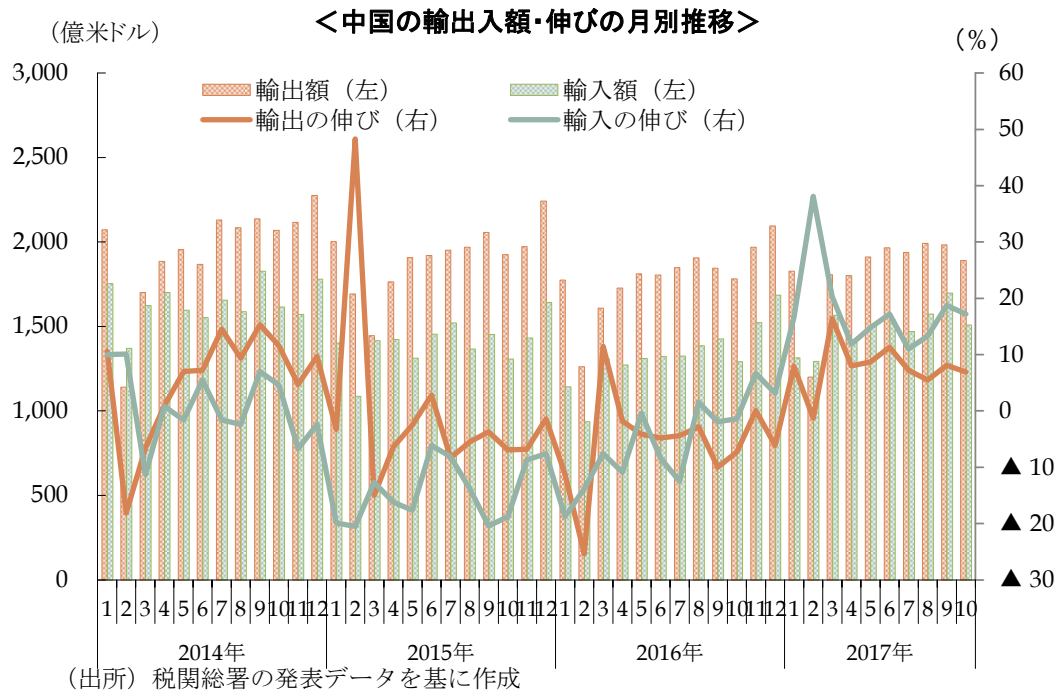
(出所) 財務部朱副部長の11月10日の発表を基に作成

今回の規制緩和は、先に開催された第19回共産党大会において習近平国家主席が基調演説の中で述べた「市場参入基準を大幅に緩和、サービス業の対外開放を拡大」の指針に基づくもので、これに沿って各関連部署が実施政策・細則の制定を進めているという。

※自由貿易試験区は、2013年9月に上海に初めて設立。2015年4月には天津市、広東省、福建省、2017年4月には遼寧省、浙江省、河南省、湖北省、重慶市、四川省、陝西省に設置され、現在、11ヶ所に及ぶ。各地区の特色を生かしつつ改革開放を実験的に進める地域。

◆10月の貿易統計 輸出は前年同月比+6.9% 輸入は同+17.2%

税関総署が8日に発表した貿易統計速報(米ドル建て)によると、10月の輸出入総額は前年同月比+11.2%(9月:同+12.7%)の3,397.9億米ドル、うち、輸出は同+6.9%(9月:同+8.1%)の1,889.8億米ドル、輸入は同+17.2%(9月:同+18.7%)の1,508.1億米ドルと、何れも伸び幅は前月より縮小したものの、堅調な伸びを維持している。



1-10月の累計では、輸出入総額は前年同期比+11.6%(1-9月:同+11.7%)の3兆3,072.2億米ドル、うち、輸出は同+7.4%(1-9月:同+7.5%)の1兆8,209.9億米ドル、輸入は同+17.2%(1-9月:同+17.3%)の1兆4,862.2億米ドルとなった。

1-10月の対日貿易については、輸出が前年同期比+4.8%(1-9月:同+4.7%)、輸入が同+14.8%(1-9月:同+15.0%)と、輸出の伸び幅が前月と比べ僅かに拡大した。

1-10月の輸出の商品別(人民元建て)では、電子・機械製品が全体の57.7%を占め、引き続き主要輸出品目となっている。また輸出額の伸びも前年同期比+12.4%と輸出全体の伸びの+7.4%を上回り、うち、自動車は同+28.7%、パソコンと関連部品が同+19.7%、船舶が同+10.8%、携帯端末が同+8.3%と大きく伸びた。

＜2017年1-10月の国・地域別輸出入額と伸び率(トップ10)＞

(億米ドル)

国・地域	輸出入総額 (1-10月)	前年 同期比	輸出 (1-10月)	前年 同期比	輸入 (1-10月)	前年 同期比
米国	4,705.8	12.8%	3,467.8	11.2%	1,238.0	17.4%
日本	2,454.4	10.1%	1,110.3	4.8%	1,344.0	14.8%
韓国	2,258.9	11.4%	834.4	11.2%	1,424.4	11.6%
香港	2,225.0	▲ 7.5%	2,165.3	▲ 3.9%	59.7	▲ 60.8%
台湾	1,590.6	11.1%	351.9	8.1%	1,238.7	12.0%
ドイツ	1,364.3	10.1%	575.9	7.8%	788.4	11.8%
オーストラリア	1,115.7	28.8%	329.0	9.1%	786.7	39.4%
ベトナム	938.7	21.5%	563.6	16.3%	375.1	30.1%
マレーシア	772.1	12.4%	332.3	11.8%	439.9	12.9%
ブラジル	728.3	28.9%	233.8	33.7%	494.5	26.8%

(出所) 税関総署の公表データを基に作成

◆商務部「中国対外貿易情勢報告(2017 年秋季号)」を公表

商務部と商務部直属の国際貿易経済協力研究院は 6 日、共同で「中国対外貿易情勢報告(2017 年秋季号)」(以下「報告」)を公表し、2017 年第 3 四半期までの対外貿易実績を報告した上で、2017 年通年と 2018 年の見通しを示した。

2017 年 1～9 月の輸出入総額は 2 兆 9,700 億米ドル(前年同期比:+11.7%)、うち輸出額が 1 兆 6,300 億米ドル(同:+7.5%)、輸入額が 1 兆 3,400 億米ドル(同:+17.3%)、貿易黒字額は+2,956 億米ドルとなった。世界経済の復調に伴う外需の回復、資源商品の輸入数量の増加と輸入価格の上昇が全体の輸入量と金額の拡大に寄与したこと等を挙げ、輸出入がともに堅調だったとした。

2017 年通年についても、比較対象となる昨年第 4 四半期の伸び率が高かったことが 2017 年第 4 四半期の伸びに影響する可能性もある点等を指摘しつつも、安定基調を維持するとの予測を示した。

2018 年については、世界経済の復調、中国経済の安定成長を背景として、引き続き対外貿易の環境、条件は概ね良好であるとする一方、保護貿易主義の強まり、中国国内のコスト上昇に伴う企業経営の圧力増大等不確定要素も挙げ、2018 年の中国の対外貿易は新たな好機と多くの困難・課題が併存するとしている。

また、習近平国家主席が 5 月に「一帯一路」フォーラムで発表した、第 1 回「中国国際輸入博覧会」について、来年 11 月に上海で開催されることも明らかにした。「博覧会」は中国が自ら世界に対して市場を開放する重要な取り組みであり、輸出重視から輸出入のバランス重視へと貿易政策の転換を示唆するもので、中国は今後 5 年間で 8 兆米ドルを超える商品・サービスを輸入するといひ、これが世界に大きなビジネスチャンスをもたらすとしている。

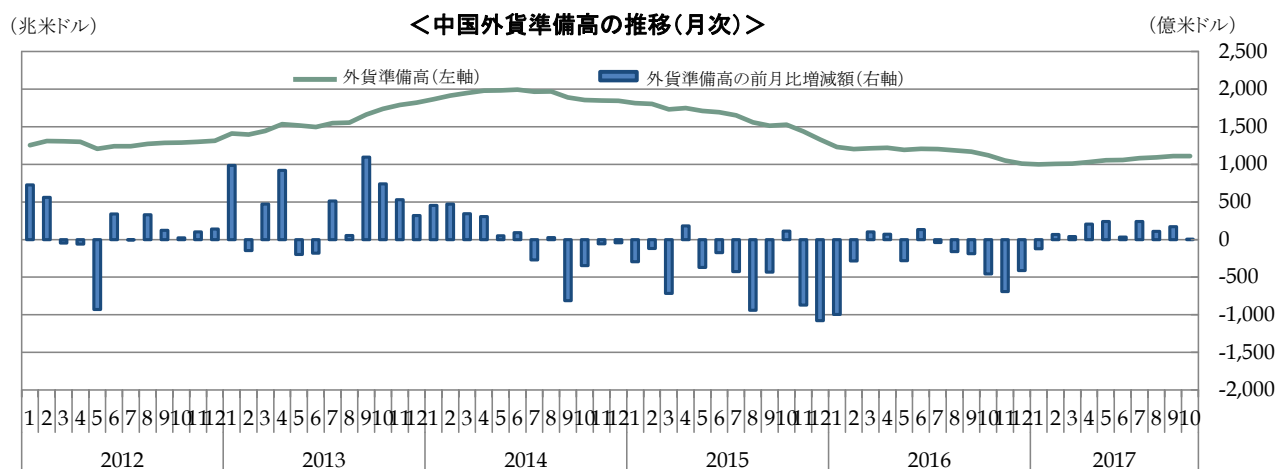
「博覧会」は 2018 年 11 月 5 日～10 日、上海の国家コンベンションセンターで開催される予定。現在、専門部局の立ち上げ、200 以上の企業等への招待状の送付など準備が進められており、5 日には開催 1 年前を記念するカウントダウンの式典が催された。100 以上の国・地域からの企業の出展を見込んでいるという。

【金融・為替】

◆10 月の外貨準備高 9ヶ月連続で増加

中国人民銀行の 7 日の発表によると、10 月の外貨準備高は前月比+7 億米ドルの 3 兆 1,092 億米ドルと、9ヶ月連続で増加したものの、増加幅は前月の+169.8 億米ドルから大幅に縮小した。

当局は、10 月の外貨準備高について、米ドルに対し他通貨が下落したことにより、資産の米ドル換算額が減少したことが増加幅の縮小に繋がったと指摘する一方、クロスボーダーの資金移動は引き続き安定し、外貨の需給バランスも取れており、外貨準備の規模は安定的に推移しているとの見方を示した。



(出所) 中国人民銀行の公表データを基に作成

RMB REVIEW

◆緩やかな元安再開を見込む

今週(11/6~)の人民元相場(CNY)は、週初 6.6410 で寄り付いた。7 日には、基準値の元高設定や、ドル売りも重なる中、高値 6.6212 まで上昇した。しかし、同水準では上値も重く、トランプ大統領が訪中する中、8 日に 6.6444 まで反落した。週末にかけて横ばいに推移し、本稿執筆時点では 6.64 台で推移している。尚、今週は中国の主要経済指標が発表されている。予想を上回った生産者物価指数は、環境汚染防止のための生産規制の強化が影響していると見られるが、相場への影響は限定的となっている。

9 日に米中首脳会談が開催され、①北朝鮮問題や②貿易不均衡について協議された。本会談では、①北朝鮮問題に対応する為、米中が連携を強化することで合意した。その中で、トランプ米大統領は中国が北朝鮮との金融面での関係を絶つよう要請している。また、②貿易不均衡に関しては、米国からの液化天然ガス(LNG)や農産品、映画輸入を増加することで合意した。加えて、米中企業間では 2,500 億ドル以上の商談がまとまったと報じられている。対米直接投資が増えれば、人民元には下押し圧力が加わるだろうが、この商談の中には既に決まっていたものや、金銭的なコミットメントや購入契約を伴っていないものが大半と報じられており、相場への影響は現時点では不明だ。

一方で、中国国内に目を向けると、構造改革(過剰生産能力や過剰債務の圧縮)を進めるための布石が確認された。8 日に中国政府は金融監督当局の協調体制を強化する為に金融安定発展委員会(注)を立ち上げている。設立の目的は金融のシステミックリスクを回避することだが、裏を返せば金融機関に相応の負荷を与える債務圧縮などを進めていく当局の意思の表われとも取れる。こうした構造改革が進展すれば、景気の下押しが警戒される。当局は景気の下支えを念頭に通貨安志向を強める可能性があるだろう。尚、来週は小売売上高や固定資産投資、鉱工業生産が発表されるが、構造改革の現状を確認する上でも、固定資産投資に注目したい。

(注)金融安定発展委員会は一行三会(人民銀行、銀行業・証券・保険監督管理委員会)の統括機関として中国国内の金融統制の強化を図る為に、設立された。習近平総書記が7月に同委員会を設立する方針を表明していた。

(11月10日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		前日比	
2017.11.06	6.6410	6.6282~ 6.6419	6.6339	0.0203	5.8080	-0.0036	0.84948	0.0005	7.6933	-0.0224	2.7500	3549.41	18.77
2017.11.07	6.6260	6.6212~ 6.6360	6.6324	-0.0015	5.8086	0.0006	0.85002	0.0005	7.6756	-0.0177	2.8000	3576.67	27.26
2017.11.08	6.6370	6.6310~ 6.6444	6.6343	0.0019	5.8328	0.0242	0.85025	0.0002	7.6985	0.0229	3.2000	3576.40	-0.27
2017.11.09	6.6350	6.6246~ 6.6402	6.6391	0.0048	5.8513	0.0185	0.85119	0.0009	7.6993	0.0008	2.9000	3589.86	13.46
2017.11.10	6.6395	6.6351~ 6.6460	6.6400	0.0009	5.8587	0.0074	0.85081	-0.0004	7.7290	0.0297	3.0500	3595.69	5.82

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は2017年10月下旬から11月上旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

<p>[法律] 【不正競争防止法】 ○「中華人民共和国反不正競争法」(2017年11月4日全国人民代表大会常務委員会第30回会議で改正、2018年1月1日施行)</p>	<p>周知の名称などの無断使用や詐称、商業秘密の侵害、虚偽広告、商業賄賂などの不正競争の防止を目的とする法律の改正。1993年の公布以来、24年ぶり。 ■この間、「反独占法」、「応札・入札法」などが制定され、また「商標法」、「広告法」などが改正されたことから、これらの法律の規定との整合が図られた一方、新たにインターネット分野の不正競争の規定が設けられたほか、商業賄賂に関する規定が調整された。特に商業賄賂については、企業など事業者の従業員が賄賂を行った場合には、従業員個人の行為であることを証明できる場合を除き、事業者の行為とみなすという規定が追加され、また罰金の最高額が300万元、情状が重大な場合には営業許可証を取り消すとされるなど罰則も強化された。 ■原文は全国人民代表大会の下記サイトをご参照。 http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-11/04/content_2031432.htm</p>
<p>【土地法】 ○「全国人民代表大会常務委員会の国務院への北京市大興区等33試行県(市・区)行政区域での関連法律規定の暫定調整権限授与の期限延長に関する決定」(2017年11月4日全国人民代表大会常務委員会第30回会議で可決)</p>	<p>2015年2月に、全国33の県(一部市・区を含む)で集団所有土地の払い下げなどを禁じた土地関連法の規定を暫定的に調整する権限を国務院に授与することが決定されたが、その期限を2017年末から2018年末まで1年間延長するもの。この決定は、都市近郊農村の都市化に対応したもので、これにより集団所有土地でも建設用地使用権の払い下げ・リース・出資や建設用地の住宅地への変更が可能となっている。 ■原文は全国人民代表大会の下記サイトをご参照。 http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-11/04/content_2031464.htm</p>
<p>[規則] 【税】 ○「増値税、消費税の関係税務事項処理手順を更に最適化することに関する公告」(国家税務総局公告2017年第36号、2017年10月13日公布、2018年1月1日施行)</p>	<p>増値税発票の認証・確認が期限内にできない場合の手続き、増値税と消費税を合算納税する場合の申告用資料についての公告。 ■要点は、以下の通り。 ① 2018年1月1日以降、増値税一般納税者が客観的原因(自然災害などの不可抗力、盗難・紛失、売買当事者間の紛争など)により、期限内に仕入税額控除用の各種発票(増値税専用発票、税関輸入増値税専用税額納付書、自動車販売統一発票)に対する主管税務機関の確認・認証を得られない場合、主管税務機関に申請し、最終的に省級国家税務局が検査・認可する(従来は国家税務総局が認可)。</p>

<p>○「非居住者企業の所得税源泉控除の関係問題に関する公告」(国家税務総局公告 2017 年第 37 号、2017 年 10 月 17 日公布、同年 12 月 1 日施行)</p> <p>○「財政部、国家税務総局の小規模・零細企業増値税政策の延長に関する通知」(財税[2017]76号、2017 年 10 月 20 日発布・実施)</p> <p>【規則改廃】</p> <p>○「国家工商行政管理総局の一部規則の廃止及び改正に関する決定」(国家工商行政管理総局令第 92 号、2017 年 10 月 27 日公布・施行)</p>	<p>② 2017 年 11 月 1 日以降、納税者が増値税と消費税の合算納税を申請する場合、資料で説明すればよく、増値税・消費税それぞれの資料の提出を不要とする。</p> <p>■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2885000/content.html</p> <p>【重要】非居住者企業の中国源泉所得の申告・納税の取り扱い変更についての公告。</p> <p>■主な変更点は、以下の通り。</p> <p>① 現地法人からの利益配当での源泉徴収義務の発生日は、実際の支払日とする(従来は利益配当決定日)。</p> <p>② 現地法人の持分譲渡などでの源泉徴収義務者(購入・支払側)による契約の事前届出は、納税申告前に自主的に資料を提出することを選択する場合を除き、不要とする(従来は一律に契約締結日から 30 日以内に届出)。</p> <p>③ 現地法人の持分譲渡などで源泉徴収をしないか、非居住者企業間の持分譲渡などで源泉徴収ができない場合の譲渡側の納税申告期限は、主管税務機関が指定する(従来は支払日または支払期日から 7 日以内に納税申告)。</p> <p>④ 外貨で支払う場合の税額の人民元換算レートは、a)源泉徴収義務者が納税する場合は源泉徴収義務発生日の中間レート、b)非居住者企業が主管税務機関の指定する期限内に自主的に申告する場合は銀行振り込みでの税納付書記入前日の中間レート、c)非居住者企業が主管税務機関の指定する期限内に納税せず、改めて命じられた期限内に納税する場合は納税決定日の中間レートとする(従来は納税申告日の中間レート)。</p> <p>⑤ 現地法人の持分譲渡などで代金を分割で支払う場合、分割での納税を可とし、源泉徴収額の計算は各回の支払額を取得コスト(持分譲渡の場合は元の出資額)から控除し、取得コストが回収された後に再度税額を計算し、納税する(従来は規定無し)。</p> <p>■なお、従来の国家税務総局の関係規定(国税発[2009]3号、国税函[2009]698号など)は廃止となる。原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2878645/content.html</p> <p>小規模・零細企業への増値税の優遇。月間販売額または営業額が 2 万元以上 3 万元以下の増値税小規模納税者に対する免税措置を延長するもの。この措置は 2014 年 10 月 1 日から期限付きで実施されている。</p> <p>■原文は財政部の下記サイトをご参照。 http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201711/t20171106_2744297.html</p> <p>国家交渉行政管理総局が制定した規則の廃止と改正。</p> <p>■外商投資企業と外国企業に関する規則では、「企業法人登記管理条例実施細則」と「外国(地域)企業在中国国内生産経営活動従事登記管理弁法」が一部改正された。それぞれの主な改正点は</p>
--	--

	<p>以下の通り。</p> <p>1. 企業法人登記管理条例实施细则</p> <ul style="list-style-type: none">・ 外商投資企業の登記の条件、申請資料について、全ての企業を対象とした「審査・認可機関の認可」という文言が削除され、新たに「国家が参入特別管理措置の実施を定める外商投資企業は審査・認可機関の認可文書及び認可証書を提出する」という文言が追加された。・ 外商投資企業の抹消登記の期限についての規定で、「認可証書が自動失効した日」、「元の審査・認可機関が契約の終了を認可した日」の前に、「認可が必要な場合は」という文言が追加された。 <p>※ 以上の変更は、2016年10月から外商投資企業の設立・変更手続きが一律認可制から原則届出制に変わったことによる。</p> <p>2. 外国(地域)企業在中国国内生産経営活動従事登記管理弁法</p> <ul style="list-style-type: none">・ 登記費用の納付についての規定が削除された。 <p>※ なお、この弁法は外国企業が中国で資源探査・開発、設備据付工事、企業の経営管理請負など一時的に生産・経営活動を行う場合の登記について規定している。</p> <p>■ 原文は国家交渉行政管理総局の下記サイトをご参照。 http://www.saic.gov.cn/zw/wjfb/zjl/201710/t20171030_270004.html</p>
--	---

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部
シニアアドバイザー 池上隆介

～アンケート実施中～

(回答時間:10秒。回答期限:2017年12月15日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZII6Oe>